

認定申請期限が決定

電力会社との **接続の同意書類が必須に！**

2018年度単価確保のための3ステップ

STEP-1

接続申込

各電力会社の発表する
期限までに接続契約の
申込を完了させる

STEP-2

認定申請

・ 建築確認済証
・ 接続契約成約通知
を揃えて認定申請を行う

STEP-3

申請完了

電子申請サイトで申請入力後、
申請状態を「設置者承諾済み」
にすることで完了

期
1月11日
限

安全に今年度売電単価を確保するための流れ

必ずSTEP-1の期日を守りましょう

電力会社との接続契約が間に合わないと、今年度売電単価を確保出来ません。



2019年1月11日（金）
までに申請状態を
「設置者承諾済み」にしないと
申請が完了しません

注意！

＜申請一覧の画面例＞

No	発電設備区分	出力区分	申請状態
1	A発電所	10kW以上 50kW未満	設置者承諾待ち
2	B発電所	10kW以上 50kW未満	設置者承諾済

「承諾待ち」なら
お施主様へ
即連絡！

商品 PR

ゼロセッチなら



毎年の売電単価を気にせず、ご利用いただけます。
なぜなら、メーカーと協力し売電単価変更に合わせて
10年間実質負担ゼロ円の商品設計をしているからです。

初期費用0円で
太陽光がつけられる！



2018
年度

電力会社別 接続契約申込期限一覧

注意

各電力会社によって異なりますが、期日内申込でも書類の不備や設備の変更等がある場合、または多数の申込みが集中した場合などは接続同意書類提出期限日までに接続契約の締結ができない可能性があることも謳われています。

申込時は電力会社の窓口へ確認をしましょう

2018年9月4日現在 → 随時更新して e-ishin へ掲載

電力会社	申込期限	情報参照 URL
東北電力	未定	未掲載
東京電力	未定	未掲載
北陸電力	未定	未掲載
中部電力	未定	未掲載
関西電力	未定	未掲載
中国電力	遅くとも、2018年 11月9日(金) までに必要書類提出	https://goo.gl/uLL36d
四国電力	遅くとも、2018年 11月9日(金) までに必要書類提出	https://goo.gl/hwsbgd
九州電力	未定	未掲載

平成30年度の低圧太陽光発電設備等の接続契約締結に関するお知らせ

HOME > 個人のお客さま > ご契約・料金のしくみ > 再生可能エネルギー買取制度のご案内 > お知らせ・お問い合わせ窓口
> 平成30年度の低圧太陽光発電設備等の接続契約締結に関するお知らせ

平成30年8月31日
中国電力株式会社

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法にもとづき、平成30年度の調達価格を適用するためには、当社と接続契約を締結のうえ、平成31年3月末までに国の事業計画認定を取得する必要があります。

このたび、国（資源エネルギー庁）において、本年度における事業計画認定の申請期限日および接続同意書類の提出期限日等が公表^{（※1）}されましたが、これに伴い、国の事業計画認定審査などで相当の混雑が予想されるほか、当社との接続契約締結に際しても、技術検討・諸手続き等に一定の期間が必要となります。

つきましては、低圧（50kW未満）の太陽光発電設備等^{（※2）}で、国が定める接続同意書類提出期限日（低圧太陽光発電設備：平成31年1月11日（金）、太陽光以外の低圧発電設備：平成31年2月8日（金））までの接続契約の締結を希望される場合は、遅くとも平成30年11月9日（金）までに必要書類のご提出をお願いいたします。

なお、平成30年11月9日までのお申込みであっても、お申込書類の不備や発電設備の変更等^{（※3）}がある場合、または多数のお申込みが集中した場合などは接続同意書類提出期限日までに接続契約の締結ができない可能性がある点について、あらかじめご承知おきください^{（※4）}。

- ※1 資源エネルギー庁ホームページ
平成30年8月31日付「[2018年度中の認定申請等にかかる期限日について](#)」および「[FIT制度に係る標準処理期間及び運用ルールの一部見直しについて](#)
- ※2 太陽光発電設備以外の低圧の再生可能エネルギー発電設備を含みます。なお、高圧以上の発電設備の場合、事前に接続検討等を行う必要があり、お申込みから接続契約までに9カ月程度要する場合がありますことから、上記期限までにお申込みいただいた場合であっても、接続同意書類提出期限日までの接続契約の締結は困難となりますので、あらかじめご了承ください。
- ※3 申込書類に不備がある場合や連系地点が確定しない場合など、発電設備が連系するにあたって必要な情報が不足している場合は、受付または接続契約の締結ができないことがあります。
この場合、お申込みの取下げまたはお申込書類を返却させていただく場合があります。
- ※4 事業計画認定の取得に際しては、当社が発行した[接続同意書類（接続契約書）](#)を、別途国へ提出するお手続きが必要となりますので、あらかじめご注意ください。
なお、国への事業計画申請の方法等については、資源エネルギー庁ホームページ「[なっとく！再生可能エネルギー／新規認定申請](#)

以上

個人のお客さま	法人のお客さま (電気のご利用)	法人のお客さま (設備のご利用)	エネルギー・環境・発電	企業・IR・採用情報
ご契約・料金のしくみ	ご契約・料金のしくみ	小売電気事業者・発電事業者等のみなさま	エネルギーのはなしと環境問題	会社案内
こんな時は	こんな時は	電気工事店のみなさま	原子力発電	事業所一覧
暮らしのお手伝い	ソリューションサービス	ソリューションサービス	火力・水力発電・再生可能エネルギー	IR情報
電力小売自由化	電力小売自由化	再生可能エネルギー買取制度のご案内	環境への取り組み	採用情報
			キッズ・学ぶ	中国電力の取り組み
				技術研究・経済研究・知的財産
				資材取引情報
				広告・パンフレット
停電情報	でんき予報	雷情報	特設サイト	エリア情報一覧
English				
電子公告	プレスリリース	重要なお知らせ	お知らせ	更新情報
よくあるご質問	ご意見・お問い合わせ	サイトマップ		

平成30年度中の認定取得を希望される場合の太陽光発電設備 (低圧 50kW 未満) の接続契約申込みに当たっての留意事項について

1. 平成30年度調達価格適用に関する留意事項

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「FIT法」といいます。)に基づく平成30年度の調達価格を適用するためには、平成31年3月末までに国の認定を取得する必要があります。

また、認定の取得に先立ち、国へ接続の同意を証する書類(当社が接続契約締結時に発行する書類)を提出する必要がありますので、下記の事項についてご留意くださいますようお願いいたします。

2. 平成30年度中の認定取得を希望される場合の当社への接続契約申込みにについて

平成30年度中の認定申請等にかかる提出期限について、先般、国より公表されており、平成30年度中の認定取得を希望される場合の接続の同意を証する書類の国への提出期限日については、平成31年1月11日(金)とされております。※

※平成30年12月1日以降の申請分については、認定申請と同日の提出が必要となる予定ですので、ご注意ください。

つきましては、低圧 50kW 未満の太陽光発電設備で、平成30年度中の認定取得を希望される場合、技術検討に必要な書類を揃えて、遅くとも平成30年11月9日(金)までにお申込みを行っていただきますようお願いいたします。

ただし、今後、平成30年度中の認定取得を希望されるお申込みの集中等により、お手続きに関して相当の混雑が予想されるため、平成30年11月9日(金)までにお申込みいただいた場合でも、国の定める提出期限日までに接続の同意を証する書類をご提出いただけない可能性がありますので、あらかじめご了承くださいとともに、余裕を持ったお申込みをお願いいたします。

※ 平成30年度中の認定申請等にかかる提出期限の詳細については、国のホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」にてご確認ください。

【お問い合わせ先】

徳島支社	0120-410-105	松山支社	0120-410-503
高知支社	0120-410-286	高松支社	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金 8:40～17:20 [祝日、年末年始(12/29～1/3)を除きます]